



少年の非行・被害防止



～7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です！～

子どもたちを守るために、家庭や学校、警察のほか、地域や社会全体で協力・連携して、非行や犯罪被害防止に向けた環境づくりを目指しましょう！

〈子どもの皆さんへ〉

悪いことにさそわれたり、犯罪の被害にあったり、悩みがあれば、信頼できる大人に相談しましょう！

- タバコを吸おうとさそわれた
- 深夜に遊ぼうと言われた
- はずかしい写真を送れと言われた
- 体をさわられた



〈保護者の皆さんへ〉

子どもは、犯罪被害や悩みを打ち明けることが難しい場合があるため、日頃からコミュニケーションをとり、子どものSOSにいち早く気がつくことが大切です。

そのためにも、子どもたちの多くが使っているスマートフォンやゲーム機を適切に管理しましょう！

《佐賀県警察少年サポートセンター》
ヤングテレホン 0120-29-7867 (平日8:30～17:15)

薬物乱用のない社会を

○ 薬物情勢

令和6年中、県内での薬物事犯の検挙人員は、
大麻事犯 ～ 検挙人数36人
覚醒剤事犯～ 検挙人数15人
でした。

年齢別では、覚醒剤事犯が40歳代以上の者が全体の約9割を占め、大麻事犯については、10歳代約1割、20歳代約5割、30歳代約3割、40歳代約1割となっています。

○ 薬物乱用が心身・社会に及ぼす影響

薬物乱用に陥ると、本人の心身を台無しにするばかりではなく、薬理作用により幻覚や妄想等に襲われ、殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こすおそれがあります。

「ダメ。ゼッタイ。」を合い言葉に社会全体で薬物乱用のない環境づくりを進めていきましょう。



水の事故に気を付けましょう

今年も暑い季節になりました。海水浴や川遊びなど、水に親しむ機会が増えるこの時期、水の事故に注意しましょう。

○ 子供が水の事故にあわないために！

- ・ 遊泳禁止区域では泳がない
- ・ 天気が悪いときや波が高いとき、増水しているときは近づかない
- ・ 子供たちだけで海や川に行かない
- ・ 浮き輪などを使用する
- ・ 深いところには行かない
- ・ 水辺を通るときは、転落などに注意する
- ・ 自分の泳ぎを過信しない



登山計画書の提出をお願いします

○ 登山計画書とは？

登山計画書とは、登山者の氏名や連絡先、いつどの山にどのようなルートで登るのかなどを記載するものです。

○ どこに提出するの？

佐賀県内の山に登る場合は、山を管轄する警察署、又は佐賀県警察本部地域課で郵送・FAX・インターネットにより受け付けています。

★インターネットでの提出★

右のQRコードを読み込むと、佐賀県警察ホームページ内の『登山計画書提出フォーム』に接続されます。

作成後すぐに提出できるので、とても便利です！

